

## 個人情報保護規程

### (目的)

第1条 本規程は、公益財団法人鹿児島県生活衛生営業指導センター（以下「指導センター」という。）が保有する個人情報の適正な保護について定めるものである。

### (定義)

第2条 本規程における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

#### (1) 個人情報

生存する個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。

#### (2) 本人

個人情報によって識別される特定の個人をいう。

#### (3) 個人情報保護管理者

本規程の実施及び運用に関する業務について総括的責任と権限を持つ者をいう。

#### (4) 利用

指導センターが個人情報を処理することをいう。

#### (5) 提供

指導センターの保有する個人情報を、指導センター以外の者に利用させることをいう。

### (適用の範囲)

第3条 本規程は、指導センターの従事者に対して適用する。

- 2 個人情報を取扱う業務を外部に委託する場合も、この規程の趣旨に従って、個人情報の適正な保護を図るものとする。

### (個人情報の取得の原則)

第4条 個人情報の取得は、利用目的を明確に定め、その目的の達成のために必要な限度においてのみ行うものとする。

- 2 個人情報の取得は、適正かつ公正な方法により行うものとする。

### (取得の手続き)

第5条 業務において新たに個人情報を取得する場合には、個人情報保護管理者に利用目的及び実施方法について承認を得るものとする。

### (本人から直接に個人情報を取得する場合の措置)

第6条 本人から直接に個人情報を取得する場合は、次の各号に掲げる事項を書面又はこれに準ずる方法によって、本人の同意を得るものとする。

#### (1) 個人情報の取得及び利用の目的

- (2) 個人情報の提供を行うことが予定されている場合は、その目的、当該情報の受領者または受領者の組織の種類、属性及び個人情報の取扱いに関する契約の有無
- (3) 個人情報の取扱いを委託することが予定されている場合には、その旨
- (4) 個人情報を与えることは、本人の任意であること
- (5) 個人情報の開示を求める権利及び開示の結果、当該情報が誤っている場合に訂正又は削除を要求する権利の存在並びに当該権利を行使するための具体的手続き

(本人以外から間接的に個人情報を取得する場合の措置)

第7条 本人以外から間接的に個人情報を取得する場合は、前条第3号及び第5号に掲げる事項を書面又はこれに準ずる方法によって、本人の同意を得るものとする。ただし、次の各号に該当する場合は、この限りでない。

- (1) 前条第3号に従って、本人の同意を得ている者から取得する場合
- (2) 個人情報の取扱いを委託される場合

(個人情報の移送・送信の原則)

第8条 個人情報の移送・送信は、具体的な権限を与えられた者のみが、外部流出等の危険を防止するために必要かつ適切な方法により、業務の遂行上必要な限りにおいて行うことができる。

(個人情報の利用の原則)

第9条 個人情報は、原則として、利用目的の範囲内で、具体的な権限を与えられた者のみが、業務の遂行上必要な限りにおいて利用できるものとする。

(個人情報の目的外利用)

第10条 利用目的の範囲を超えて個人情報を利用する場合は、第6条第3号及び第5号に掲げる事項を書面又はこれに準ずる方法によって、事前に本人の同意を得るものとする。

- 2 前項に定める本人の同意を求める場合は、個人情報保護管理者の承認を得るものとする。

(個人情報の取扱いの委託)

第11条 個人情報を第三者に委託する場合は、個人情報保護管理者の承認を得るものとする。

- 2 前項に基づき、個人情報の取扱いを第三者に委託する場合の取扱については、別に理事長が定める手続きによるものとする。

(個人情報の第三者提供)

第12条 個人情報は、事前に本人の同意を得ることなく、第三者に提供してはならない。

- 2 個人情報を第三者に提供する場合は、第6条第3号及び第5号に掲げる事項を書面又はこれに準ずる方法によって、本人の同意を得るものとする。
- 3 前項に基づき個人情報を第三者に提供する場合は、個人情報管理者の承認を得るものとする。

のとする。

(個人情報の管理の原則)

第13条 個人情報は、利用目的の達成に必要な範囲内において、正確かつ最新の状態で管理するものとする。

(個人情報の安全管理対策)

第14条 個人情報保護管理者は、個人情報に関するリスク（個人情報へのアクセス、個人情報の紛失、破壊、改ざん及び漏えいなど）に対して、必要かつ適切な安全管理対策を講ずるものとする。

(自己情報に関する権利)

第15条 本人から自己の情報について開示を求められた場合は、合理的な期間内にこれに応じるものとする。

- 2 前項に基づく開示の結果、誤った情報があり、訂正又は消去を求められた場合は、原則として合理的な期間内にこれに応ずるとともに、訂正又は消去を行ったときは、本人に対して通知を行うものとする。

(自己情報の利用又は提供の停止)

第16条 本人から自己の情報について利用又は第三者への提供の停止を求められた場合であって、その求めに正当な理由があることが判明したときは、原則として利用及び提供を停止しなければならない。

ただし、法令に基づく場合は、この限りでない。

(個人情報の消去・廃棄)

第17条 個人情報の消去及び廃棄は、具体的な権限を与えられた者のみが、外部流出等の危険を防止するために必要かつ適切な方法により、業務の遂行上必要な限りにおいて行うことができるものとする。

(個人情報保護管理者)

第18条 個人情報保護管理者は事務局長が行う。

- 2 個人情報保護管理者は、本規程に定められた事項を理解し、遵守するとともに、個人情報の取得、利用等の取扱業務に従事する者にこれを理解させ、遵守させるための教育訓練、安全対策の実施ならびに周知徹底等の措置を実現する責任を負うものとする。

(苦情及び相談)

第19条 理事長は相談窓口を設置し、個人情報に関する本人からの問合せ、苦情及び相談を受け付け、適切に対応するものとする。

(本規程に違反した場合の措置)

第20条 本規程に故意に違反した者は、指導センターの就業規定に定めるところにより懲戒に処することができる。

(改廃)

第21条 本規程の改廃は、理事会の決議を経て行うものとする。

附則

この規程は、平成24年12月1日から適用する。

様式（自己情報開示等請求書）

手数料納付書貼付場所

平成 年 月 日

## 自己情報開示等請求書

公益財団法人 鹿児島県生活衛生営業指導センター  
理事長 殿

請求者 ふりがな  
氏 名 印

生年月日 T・S・H 年 月 日

住 所 〒 ー

電話番号

公益財団法人鹿児島県生活衛生営業指導センター個人情報保護規程に基づき、次のとおり開示等請求します。

請求の区分	<input type="checkbox"/> 開示 <input type="checkbox"/> 訂正 <input type="checkbox"/> 削除 <input type="checkbox"/> 使用目的の通知 <input type="checkbox"/> 目的外利用の中止 <input type="checkbox"/> 第三者提供の中止
自己情報の内容	[内容を記入してください。]  ※請求者が代理人及び法定代理人のとき 本人の氏名 本人の住所 〒
自己情報開示等を必要とする理由	[具体的に記入してください。]

※代理人による請求の場合は、請求者であることを証明する書類及び法定代理人の資格を有することを証明する書類を提示してください。